

◎ 特定処分対象農地等及び特定農業用施設  
移転・設定届(特例付加年金)の記入方法

◆ (1)欄は、特例付加年金証書の記号番号を記入すること。

◆ (2)欄は、この届書の内容を本人に代わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。

◆ (3)欄は、生年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。

◆ (6)欄は、D面の事由の中から該当する事由番号を記入すること。

◆ 譲受後継者が特定処分対象農地等又は特定農業用施設の使用収益権の**移転**を行った場合、  
(8)欄はその権利の移転年月日を、(9)欄はその移転した面積(m<sup>2</sup>未満の端数を切り捨てること。)、棟数を記入すること。

◆ (13)欄は転用した農業用施設の区分について、該当するものを○で囲み、(14)欄は農業用施設の名称を具体的に、(17)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(15)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(16)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。また、(18)欄は農業用施設用地の処分の相手方が地方公共団体等であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。

(様式第K67号)

処理コード  
7464 02

K67号 1/10

A 面

特定処分対象農地等及び特定農業用施設 移転・設定届(特例付加年金)

(1) 特例付加年金証書の記号番号	記号番号 5   2   3   4   5   6   7   8   9   0   1   2	
(2) (フリガナ) 氏名	ノウネン タロウ 農年 太郎	
(3) 生年月日	昭和 2 年 2 月 2 0 日 4 0 1 日	
(4) 住所	郵便番号 1   0   5   0   5   0   5 東京 道 府 県 新橋市西新橋 1-1-1	
(5) 届出年月日 (JA受付年月日)	令和 4 年 0 1 月 0 5 日 0 7 日	
(6) 届書D面の特定処分対象農地等及び特定農業用施設について譲受後継者が使用収益権の移転又は設定をした事由	事由 〇〇	(7) 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の面積 1 特定処分対象農地等 〇〇〇〇 m <sup>2</sup> 2 特定農業用施設 棟 m <sup>2</sup>
譲受後継者が行った特定処分対象農地等及び特定農業用施設を移転又は設定をした処分年月日等		
(8) 移転年月日	平成 4 年 0 1 月 0 5 日 令和 4 年 0 1 月 0 5 日	(9) 移転面積 1 特定処分対象農地等 500 m <sup>2</sup> 2 特定農業用施設 棟 m <sup>2</sup>
(10) 設定年月日	平成 4 年 月 日 令和 4 年 月 日	(11) 設定期間 年
	(12) 設定面積	1 特定処分対象農地等 m <sup>2</sup> 2 特定農業用施設 棟 m <sup>2</sup>

農業用施設の概要					
(13) 施設の区分 (該当に○印)	(14) 名称	(15) 棟数	(16) 建築延べ床面積	(17) 所要面積	(18) 処分の相手方は地方公共団体等で
建築物	農機具倉庫	1棟	100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	①ある 2 ない
かんがい・排水施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1 あり 2 ない
農業用道路			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1 あり 2 ない
ため池			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1 あり 2 ない
その他			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	1 あり 2 ない
合計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

※JA記入欄	★農業委員会記入・確認欄	×基金記入欄
農林漁業団体統一コード 種別 都道府県 団体統一コード 支所コード 9 9 9 9 9 9 9 9 9	農業委員会の住所記号 都道府県 市区町村コード 9 9 9 9 9 届書の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和 1年 5月 7日 TEL. 99-9999-8888	
TEL. 99-9999-9999 ※受付印	★受付印	×受付印

◆ (5)欄は、JAの受付年月日を記入すること。

◆ (7)欄は、特定処分対象農地等及び特定農業用施設(経営移譲後、当該経営移譲の相手方に所有権を移転した農地等又は農業用施設及び土地収用該当事業など支給停止除外事由に該当した農地等を除く。)の合計面積(m<sup>2</sup>未満の端数を切り捨てること。)、棟数を記入すること。

◆ 譲受後継者が特定処分対象農地等又は特定農業用施設の使用収益権の**設定**を行った場合、  
(10)欄はその権利の設定年月日を、(11)欄はその設定期間、(12)欄はその設定した面積(m<sup>2</sup>未満の端数を切り捨てること。)、棟数を記入すること。

◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること。(なお、市区町村取扱いのときは種別を「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)

◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の住所地の都道府県・市区町村コードを記入し、必ず確認年月日を記入すること。

◆ (19)欄は転用した施設の区分について該当する欄に○を付し、(22)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(20)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(21)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。

(19)施設の区分(該当に○印)	(20)棟数	(21)建築延べ床面積	(22)所要面積
<input checked="" type="radio"/> 農業体験施設	1棟	1200 m <sup>2</sup>	1500 m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 市民農園			m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 特定農地貸付けの用に供された農地			m <sup>2</sup>

◆ (23)欄は転用した施設の区分について該当する欄に○を付し、(24)欄はその施設の名称を具体的に、(27)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(25)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(26)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。

**〈主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設〉**  
主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の概要

(23)施設の区分(該当に○印)	(24)名 称	(25)棟数	(26)建築延べ床面積	(27) 所要面積
<input type="radio"/> 公民館			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<input checked="" type="radio"/> その他の集会施設	西新橋地区集会所	1棟	200 m <sup>2</sup>	350 m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 公園・広場				m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 集落道				m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 下水処理施設				m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> その他の公共の用に供する施設				m <sup>2</sup>

◆ (28)欄は転用した施設の区分について該当する欄に○を付し、(29)欄はその施設の名称を具体的に、(32)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(30)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(31)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。

**〈就業機会の増大に寄与する施設〉**  
就業機会の増大に寄与する施設の概要

(28)施設の区分(該当に○印)	(29)名 称	(30)棟数	(31)建築延べ床面積	(32) 所要面積
<input type="radio"/> 工場、流通業務施設又は商業施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<input checked="" type="radio"/> 教養文化施設	西新橋文化資料館	1棟	2000 m <sup>2</sup>	3000 m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> スポーツ又はレクリエーション施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 休養施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<input type="radio"/> 宿泊施設			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

◆ (33)欄はその住宅に居住する直系卑属の氏名を、(34)欄は届出者と居住する者との続柄を、(35)欄は建築構造(木造、鉄筋コンクリート等と階数)を、(36)欄は棟数を1棟、2棟等と、(37)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(38)欄は直系卑属の住宅に転用した農地等の面積を、(39)欄は過去に直系卑属の住宅に転用した農地等がある場合はそれを含まれた農地等の累計面積を記入すること。(10a以内に限る。)

**〈直系卑属の住宅〉**  
受給権者の直系卑属(譲受後継者を除く)が自ら居住するために必要な住宅の概要

(33)居住する者の氏名	(34)届出者との続柄	(35)建築構造	(36)棟数	(37)建築延べ床面積	(38)所要面積
農年 三郎	三男	木造1階建	1棟	150 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(39)過去からの累計面積(10アール以内)					300 m <sup>2</sup>

◆ (40)欄は、(6)欄が「14」の場合に該当する欄に○を付すこと。

**〈基金の承認〉**

(40)譲受後継者が行った使用収益権の移転又は設定は次のとおりの場合(該当に○印)
<input checked="" type="radio"/> 上記(6)の事由が「14-イ」である場合 公的機関又は公共的団体の長の意見書のとおりである。
<input type="radio"/> 上記(6)の事由が「14-ロ」である場合 予見し難い突発的な事由により処分し、かつ、処分に係る対価の額の過半が当該事由により生じた支出に充てられたものである。

◆ (41)欄は一団の特定処分対象農地等及び農業用施設のうち農業を営むことが困難となった原因に該当するものを欄に○を付し、(42)欄はその所在を、(43)欄は地番、(44)欄は面積をそれぞれ記載し、(45)欄は農地、農業用施設の該当するものを○で囲む。

〈一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難〉

一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難となった概要	
(41) 一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設の一部が右記のいずれかに該当したことにより残余部分につき農業を営むことが困難となった場合の原因(該当に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 土地収用法その他の法律により収用又は使用に該当 <input type="checkbox"/> 拒むと土地収用法その他の法律の収用又は使用に該当 <input type="checkbox"/> 農林水産大臣の定める事業に該当 <input type="checkbox"/> 災害に該当

(41)の原因により特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難となった残余部分を譲受後継者が使用収益権の移転又は設定した面積等

(42) 所 在	(43) 地 番	(44) 面 積	(45) 特定処分対象農地等又は特定農業用施設の区分(該当に○印)
東京都新橋市西新橋	↑ 123	↑ 25 m <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 特定処分対象農地・特定農業用施設
		m <sup>2</sup>	特定処分対象農地等・特定農業用施設

◆ (46)欄は災害により農業を営むことが困難となったその所在を、(47)欄は地番、(48)欄は面積をそれぞれ記載し、(49)欄は農地、農業用施設の該当するものを○で囲む。

〈災害により農業を営むことが困難〉

災害により農業を営むことが困難となった特定処分対象農地等及び特定農業用施設を譲受後継者が使用収益権の移転又は設定した農地等

(46) 所 在	(47) 地 番	(48) 面 積	(49) 特定処分対象農地等又は特定農業用施設の区分(該当に○印)
↑ 東京都新橋市西新橋	↑ 245	↑ 500 m <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 特定処分対象農地・特定農業用施設
		m <sup>2</sup>	特定処分対象農地等・特定農業用施設

◆ (50)欄は使用収益権を移転又は設定した相手方(第三者)の氏名、(51)欄は生年月日及び(52)欄は住所(相手方が法人である場合は、法人の名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)を(53)欄は新規就農者であるときは○をする。(54)欄は新規就農者の農業従事期間に該当する欄に○を付し、(8)欄又は(10)欄の日までに引き続き1年以上あるときは、上段に期間を記入すること。また、引き続き1年以上がないが通算すると3年以上あるときは、下段に期間を記入すること(なお、1ヶ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)

〈処分の相手方状況〉

特定処分対象農地等及び特定農業用施設について譲受後継者が使用収益権の移転又は設定をした相手方の状況

	(50) 氏 名	(51) 生年月日	(52) 住 所	(53) 新規就農者の有無 (該当有のみ○印)	(54) 農業従事期間 (該当に○印)
	(法人の名称)	(法人代表者名)	(主たる事務所の所在地)		
第三者	↑ 年金 三平	↑ S58.1.1	↑ 東京都新橋市西新橋2-5	↑ ○	○ 引き続き 2年 10月 通算 年 月 引き続き 年 月 通算 年 月 引き続き 年 月 通算 年 月
後継者	(55) 氏 名	(56) 生年月日	(57) 住 所	(58) 届出者との続柄	(59) 農業従事期間 (該当に○印)
	↑ 農年 二郎	↑ S54.3.1	↑ 東京都新橋市西新橋1-1-1	↑ 次男	○ 引き続き 年 月 通算 5年 6月

◆ (55)欄は使用収益権を移転又は設定した後継者の氏名を、(56)欄は生年月日、(57)欄は住所を、(58)欄は届出者との続柄を記入し、(59)欄は後継者の農業従事期間が(8)欄又は(10)欄の日までに引き続き1年以上あるときは、上段に期間を記入すること。また、引き続き1年以上がないが通算すると3年以上あるときは下段に期間を記入すること(なお、1ヶ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)